

## 岡本の国会での質問

171-衆-厚生労働委員会-17号 平成21年06月10日

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

きょうは、まず、法令の審査に入る前に少し確認をしたいことがありますので、大臣に少しお考えをお聞きしたいと思っています。

きょうは詳細な質問通告をしておりません。事情は大臣も御承知のとおりでありますけれども、後ほどお話をするとして、大きな枠組みの話をしながらか、この審議が今後とも続けられるということを目指して、次回以降に細部も含めて議論していきたいと思っています。

まず、一つ目の私の大きな関心事は、この法案審議に当たる前に、やはり全体的な社会保障にかかわる費用をどうするのかという話であります。

骨太方針二〇〇九の素案がきのう出て、消費税を一一年度から毎年1%ずつ上げて一五年度に10%にし、さらに引き上げて一七年度に12%にすれば、二〇二〇年、平成三十二年初めに、安定的に、GDPに対する国と地方の債務残高比率を引き下げることの一つの目標としようという話であります。これは、ある意味、これまで我々がここで議論をしてきた、年金や医療にかかわるこれから必要となってくるお金ではなくて、今の債務の話であります。

もしそういう意味であれば、社会保障も含めて考えていくとすると、さらに消費税を上げなければいけないということを想定しているのではないかと思うわけですが、こういった考えについて、大臣はどのようなふうにお考えなのかについてお尋ねしたいと思います。

○舛添国務大臣 給付と負担の割合をどうするかという問題に帰結すると思います。

私は若いころヨーロッパで勉強しておりまして、今でもヨーロッパ諸国と大変縁が深いですがけれども、我が日本というのは本当に社会保障が進んだ国であろうかといったら、きょうのテーマの育児の問題にしても、介護の問題にしても、まだまだじゃないかなという気がしているんです。

したがって、ただ、いつも申し上げますように、お金は天から降ってきませんから、だれかがどういう形かで負担をしないとイケない。ですから、こういうサービスをやりますのでそれに幾らかかります、もちろんその前提は無駄を省いたり、いろいろな政府の無駄を含めてこれは省かないといけません。それから、ただお金だけではなくて、例えばNPOの活動とか地域社会で支え合う、こういうこともやった上で、しかしやはり私は、それでもなお足りない部分があると思いますから、それは国民のコンセンサスを得て、何%になるかというのはさまざまな計算の仕方はあると思います。

しかし、長期的には、例えばヨーロッパだと最低15%の付加価値税、消費税があることがEU加盟の条件ですから、一気に北欧諸国とまでいかななくても、例えばフランスやドイツ並みにやろうとすれば、私はやはり15%ぐらいの規模の消費税が必要だと思っています。ただ、直間比率を含めて、今日本の場合には直接税の比率が高いため一気にはいきませんが、ヨーロッパ諸国は間接税の比率が高いため一五なんですけれども。

いずれにしても、私は、どちらかという、負担はふやしても福祉の水準を上げるべきだというふうには思っております。

○岡本(充)委員 今回の話はいわゆる財政の均衡を図るための措置であって、ここに社会保障の部分が勘案されていないのではないかと私は指摘をしているわけで、それが勘案されない中でこの12%という論議が骨太の方針で出てきて、大臣はこれに、閣議決定をするときに賛成されるんですかということです。

○舛添国務大臣 ちょっと御質問の意味がよくわからなかったのです。

長期的に、財政再建という目標をおろしてはいけないと思います。しかし今申し上げたように、社会保障というものをさらに進めていかなければいけない。恐らくその一二%の中には、当然そういう要素は入っていると思います。

ただ、私は、むしろ直近の問題として二千二百億円の削減の問題がございますね。こういう問題については、こういう委員会でも相当皆さんの意見が煮詰まっていますから、そのことについて、まず第一ステップとしてきちんとやるべきだろうというふうに思っています。

ですから、財政再建だけで一二%と言っているのではないというふうに理解をしておりますけれども、仮に、財政再建だけの議論でやるということは私も反対です。

○岡本(充)委員 今後、ぜひ厚生労働大臣として高い識見を発揮していただいて、政府の中でも問題があるのであれば堂々と反対をしていただかなきゃいけないと私は思いますよ。この観点が一つ。

それからもう一つは、新型インフルエンザ対策についての総括をお聞きしようと思っています。

これは、まだ中間段階ではありますけれども、ワクチン二千万人分をつくるという報道もなされています。これまでの問題点を大臣なりにお話をいただいた上で、なぜ二千万人分のワクチンにしたのかという根拠をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○舛添国務大臣 二千万という数字がひとり歩きしていますが、これは私が理解した限りにおいては、与党のPTに厚生労働省の担当が行ったときに、一つのシミュレーションとしてこういう数字があるということを申し上げたというふうに思います。

今一番大事なのは、WHOの決定を、御判断を待っていますけれども、季節性のインフルエンザとこの新型インフルエンザのワクチンのつくり方の配合比率をどうするかということが問題なので、これはもうちょっと時間をいただいて、諸外国の識見も入れた上でやりたいと思います。

それから新型インフルエンザについてですけれども、これは全く初めての体験ですから、我々が一〇〇%うまくいったとか完璧であるというようなことは当然あり得ません。試行錯誤を繰り返しながら、失敗も繰り返しながらやっていく。

そういう中で、一つは水際作戦。これは一定の成果はあったと思いますけれども、その前に実は中に入ってきた。私は、だから水際作戦を、この網をくぐって入ってくるのはあるよということを言っていたんですが、反省すべき点とすれば、水際作戦を開始する前に既に入っていたのではないかと、こういうことも反省しないといけない。

それから、小学校、中学校に網は、つまりインフルエンザで学級閉鎖等があるところに網は張っていたんですけれども、高校まではきちんと目が届いていなかった、そういう問題があると思います。

それから、今後、第二波ということがありますから、発熱外来を含めてどうするか。

それより何より、H5N1を想定したいろいろな行動計画がありました。実際はH1N1で、それほど毒性というものは高くないということなので、その修正をどうするか、これは非常に難しい問題で手間取った。それやこれや、まだまだ総括しないといけない。

そして今非常に私が心配していますのは、盛岡でも出ました、東北でも出ています、私の里の福岡、これはどこから感染したかわからないで、感染源がわからないで東京、関東も含めて出てきているので、ある意味では非常に季節型のインフルエンザに近いような形の対応をしないとイケないのかなということも思いながら、ただ、とてもじゃないけれども終息宣言なんて出せる状況じゃありませんから、油断せずに、慎重に事態を見きわめていきたいと思っています。

毎日反省し、毎日見直して行って、少しでも一歩でもいい方向をと思っていますので、また、お医者さんでいらっしゃいますから、岡本さんのいろいろな意見も入れながら改善してまいりたいと思っています。

○岡本(充)委員 これから審議をする育児・介護休業法も当てはまるんですが、やはり総括があって次の政策が出てくる。すごく忙しいタイミングのときに総括をしると言うつもりもないし、それは、人、物、金という話をよく大臣は言われる。そのとおりだと思います。しかし、総括をしながら次のステップに入っていくということが重要で、このことについても、これまでのH5N1に対応した行動計画をこれからも堅持していくのかどうかも含め、早急に総括をお出しいただきたいと思うんです。

どうでしょう、中間的な総括でも結構ですが、お出しいただけますか。

○舛添国務大臣 今回やっていて一番隔靴搔痒というか反省というのは、やはり現場の意見が一番なんですね、神戸のお医者さん。私自身、東京でいろいろな指示をしていましたので動きがとれませんでした。

今度、一月後ぐらいに私自身が関西に赴きまして、大阪、兵庫、京都、滋賀、関連の諸県の知事さんや政令指定都市の市長さんと一緒に、まさに現場の意見も入れた形での反省会を開き、そこに専門家によるシンポジウムのようなことも、今大体百例以上の患者の症例研究をしていますから、それをやった上で反省をやり、そして今おっしゃった行動計画も含めて、今後どうするか。

とりあえず関西で一月後に、今、国会日程もありますから日程調整をしているところで、これは今私が申し上げた関西の政治のリーダーの方々にも合意いただいているところで、日程調整の段階です。ですから、それを機会として一つの報告を出したいと思っております。

○岡本(充)委員 総括をする必要性をお認めいただいたところで、それでは、本題であります育児・介護休業法についての話に移りたいと思います。

きょうはなぜ質問通告をしなかったかということになるわけですが、六月二日の参議院の厚生労働委員会、大臣も御出席でありましたけれども、この場で、我が党の蓮舫議員からの局長に対する質疑の中で、答弁がなかなかかみ合わずに委員会がとまったという事態がありました。御記憶だと思います。

そこで、ちょっと改めて確認をしたいんです。厚生労働省としてなのか政府としてなのかはわかりませんが、政府参考人としてお越しをいただく局長が、それまでの職にあったときの経緯について説明をするということは、これを厚生労働省として認めないというわけではないのであろうと私は思うんですね。局長のポストにあられる方であれば、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」という憲法十五条と照らし合わせても、その方がどういったことをされているかを含め、国会で聞くことは何らおかしい話ではないと思うんです。

御答弁をいただけるように私はするべきじゃないか、厚生労働省としても指導するべきじゃないかと思うんですが、大臣、いかがですか。

○舛添国務大臣 私の基本的な立場は、まず、捜査当局が入って捜査をしている、これを重く受けとめて、これに全面的に協力をすべきである、それに予断を許すような形での発言は慎むべきであるということがまず第一。

それから、国会について言うと、警察や検察や捜査当局ではありませんですから、国民の代表としてさまざまなことを議論しないといけない。そして私は、いろいろな機会にできるだけ、国会議員の皆さん方の御要望があれば、それは参考人として出ていくというのは悪いことではありませんということはいい続けていて、そういう対応をとってまいりました。

ただ、一番の問題はやはり、捜査当局が捜査を行っているときに、その判断に予断を与えるようなことはやっちゃいかぬというのは私の基本的な意見であります。ですから、当該局長、これは政府参考人として呼ばれるんですから、その局長が今所管していることについては、それはいろいろな御質問があれば答えないとはいけない。ただ、性格がちょっと違って、捜査にかかわる参考人として来てしゃべるといことは、私自身がしゃべっていないわけですから、それはいかがなものかなというふうに思っております。ですから、そのこの区別をする。

ただ、私があ的事件が公に出たときに申し上げたのは、これは事態をつまびらかにしたい。つまびらかにしたいのは、捜査当局にまず第一義的にやっていただくけれども、全面的に省を挙げて協力をいたしますということで、書類からヒアリングから全部それは応じますよと。

そして、私自身の直属の調査チームをつくりました。これは、だれが犯人で、どういう犯罪を起こしたという刑事上のことを我々がやるのではなくて、例えば判この管理、公印の管理というのはどういふふうに我が省でやっているのだ、そんないかげんに、かぎもかけないで置いているんだというようなことがあれば、これは直ちに改善しないとイケないですから。

ただ、今捜査当局と同時並行で我々がやっていることですので、これも結果が出ればきちんと公表いたしますけれども、今、結果が明らかになるまでは、そういう慎重な態度をとりたいと思っております。

○岡本(充)委員 そういう意味では、大臣は局長から事実関係の確認はされて、公印を押していない、もしくは押しているを含め、確認をとられているんですね。

○舛添国務大臣 先ほど申し上げましたように、私のもとに調査委員会をつくりました。その調査委員会に今調査をさせております。調査中で、まだ途中でありますので、何らの結果報告は来ておりません。

○岡本(充)委員 それは任命権者としてどうかと思いますよ。問題が出て、逮捕者が出ているような事態になって、それはどうなんだということをやはり大臣も確認をするべきではないですか。

そういう意味では、先ほどお話ししました憲法十五条の「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」これはある意味、すべての公務員に適用されるのかどうか、厚生労働省の職員の方もここに疑義を挟まれておられる方もいるようですけれども、私は、やはりすべての公務員が国民の固有の権利として、選定し、罷免をされるんだという意味で考えています。

平成十四年六月十四日の東京地裁の判例でも、憲法十五条について私と同様に、個々の公務員について国民に、能力、識見においてしかるべき者が公務員に選任され、またいかがわしい人物が公務員から排除されることを求める固有の権利という具体的権利が憲法十五条により保障されているわけではないけれども、それについては、「特定の種類の公務員について、その選定罷免に係る情報を開示することを求める権利を何人かに付与するかどうか、いかなる要件の下にいかなる種類の情報を開示するかは、立法により決せられるべき事柄であり、」こういうふうにされています。

そういう意味では、国民の代表たるこの国会で、その事実関係、その適否だけでも、別に犯罪の立証をしようと言っているわけではありません、そういう意味では、確認をするということは当然してしかるべきだと思っております。

そういう意味で、理事会において、委員長、私が指摘をしております参議院の六月二日の委員会におけます答弁の経緯、つまり、政府参考人として呼ばれた者が、その政府参考人たるに適格かどうかを含め、委員が質問したことに対して答弁をしていただける旨の確認をしていただきたいと思うのですが、お願いできますか。

○田村委員長 理事会で協議いたします。

○岡本(充)委員 ようやく本題に入れてありがたいところですが、育児休業法について少し確認をしていきたいと思っております。

当然のことながら、すべての職業にこの法律というのは及ぶわけですが、きょうは、まずは隼より始めよ、衆議院の事務局にお越しいただいております。

私もいろいろ調べておるんですけど、私どものところにいます公設秘書について、育児休業というのがあるのかなということをふと思ったわけですね。育児休業で休んだら、お休みの期間中も

給料がフルで出るということになると、これはどうかという話にもなるかと思えます。この辺、どうなっていますか。

○向大野参事 お答えさせていただきます。

先生も御承知のとおり、国会議員のいわゆる公設秘書につきましては、特別職の国家公務員ということになっております。

こういう公設秘書につきましては、その職務の特殊性あるいは勤務時間の定めがないというような理由から、育児休業とかあるいは介護休暇というものは法制化がされておられません。

以上です。

○岡本(充)委員 ということだと、育児休暇を与えることができないという解釈になるんですか。

○向大野参事 基本的に、育児休業とか介護休暇というのは、勤務時間が定められていて、それに対してこういう理由がありますからその部分を解除しますという形になろうかと思えます。

ただ、今申し上げましたように、秘書さんについては、例えば我々でしたら一週間に何時間働きなさいとかいうことが定められているんですが、秘書さんの場合はそういう定めがありません。ですから、そういうものを定めることが難しいというふうに考えております。

○岡本(充)委員 育児休業を取得してもらっている間に、出勤をされません。その状況になると、きょうは法務省に来ていただいているんですけども、それで丸々給与が出ちゃうわけですね。だからといって、そこで解雇をするというのはまさに育児に係る不利益取り扱いになると私は考えています。

そういう意味でいうと、個別の事案についてはそれぞれの問題があるからお答えしないというのが法務省の御答弁で必ず言われるんですが、それを踏まえた上で、これはやはり法律違反もしくは秘書給与の詐取ということに当たるんでしょうか。

○甲斐政府参考人 今お話ございましたように、詐欺罪ということにつきましては、一般論でございますけれども、人を欺いて財物を交付させたということが構成要件になっているわけでございます。

ただ、今先生の方からも御指摘がございましたけれども、犯罪の成否ということになりますと、やはり捜査機関が収集した証拠に基づきまして個別に判断されるべき事柄でございますので、それについて、成立するとかしないとかということのお答えは差し控えさせていただきたいと思えます。

○岡本(充)委員 ただ、では一年間、秘書さんが公設秘書であって育児休暇をとった。しかし、育児休暇をとっていたところ、ある日突然検察庁がコンコンとやってきて、おたくの秘書さんいませんね、それじゃ立件ですよ、こういう話になるのは、制度の不備もあり、それぞれの議員の皆さんのところにもかかわる問題でありますし、やはりここは衆議院の方でも改めて何か少し、制度を含めお考えをいただいた方がいいんじゃないかなと私は思うんですけども、どうでしょう。検討をひとつ加えるおつもりはありませんか。

○向大野参事 お答えさせていただきます。

先ほども御答弁させていただきましたように、秘書さんにつきましては勤務時間がないということで、私どもとしてはなかなか難しいのではないかと思います。この育児休暇、あるいは介護も含めまして、国会議員の秘書の処遇につきましては、これは議運で御協議いただくことになっていきますので、そちらで御協議いただきたいというふうに考えております。

○岡本(充)委員 確かに、そういう意味では議運で取り扱う案件かもしれませんが、やはり制度についての、ある意味、ここで議論があったということは議運にも報告を、また事務局の方から

もあわせてしていただきたいと思います。

その上で、今度は厚生労働省の方に、大臣にお伺いするんですが、今回、先ほどもちょっと指摘がありましたけれども、法改正に当たって幾つかの問題点が私はあると思っています。その一つが罰則についてです。法の五十六条の二及び六十八条において、厚生労働省の勧告に従わない場合の企業名の公表、及び厚生労働大臣の求めに応じず、または虚偽の報告をした事業主に対する二十万円の過料という話があるんですね。

先ほどもちょっとお話をしましたけれども、総括をした上でいろいろな施策を実行していくという話なんですが、他の法令と比べてこの制度はどうかなど。きょう通告していませんから、大臣、そんな紙を見ていただかなくても、大きな議論をしますから心配されずに、私の趣旨は御理解いただいた上で、ちょっと大きな議論をしたいと思います。

他の法令と私は比較しました。きょうは通告もしていないので、資料も紙もお渡ししていません。いつもなら私は資料を用意して出すんですが、そういう事情で出していないので、委員の皆さんには口頭で大変恐縮ですが、例えば食品衛生法、大臣の所管のところですよ。それからJAS法、これは農林水産省。また、不正競争防止法、これは経産省所管でありますけれども、法人に対してだと例えば一億円の罰金、また個人に対しては、二年以下の懲役または二百万円以下の罰金や、一年以下の懲役または百万円以下の罰金などというような規定がそれぞれあります。

例えばJAS法の方でいいますと、二十七条の四号には、「第二十条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは第二十条の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者」に対しての五十万円以下の罰金。者に対してですね、罰金です、過料ではありません。それから、二十八条の方には同様にまた、その代理人、代表者、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金という項目もあります。

ちなみに、過料といわゆる罰金の差は何なのか。いわゆる行政罰だから過料なんだというけれども、これ自体が本当に効果を持つのか。要するに、いわゆる罰金、刑罰としての科料とそれから過料、こういうお金の区別があるわけですが、金額を含め、こういう仕組みも含め、例えばJAS法なんかの場合には、その検査の妨げをしたということをもって今の罰金になりますし、また法人においては一億円の罰金が科せられることもあるわけです。

先ほども郡委員の方からありましたけれども、名前の公表ということだけで本当に改善がなされるのかということ。ちょっと使用者側に厳しい話からスタートをして恐縮でありますけれども、そこを私は考えているんです。

ちなみに、JAS法の中で過料があります。それは何かといたら、検査に来た担当者が名札の表示をしなかった場合には二十万円の過料なんです。検査に来た担当者が名札の表示をしなかった場合、これは第三十条に書いてあります、これで二十万円の過料。

これと同じ程度の罰則でいいのかということを含め、私は、今回はこの法律を出されたということですが、速やかに、再度の改正を含め御検討されるべきじゃないかと思うわけですね。

これで実効性が上がるかどうかをまず見てからと多分大臣は言われるんだろうと思います。しかし、実効性が上がるかどうかというのは大体推測はつくわけですね。ステップが必要だとはいいます、確かにJAS法だって改正を重ねてここまで来た。しかし残念ながら、それ以前のいわゆるペナルティーではなかなか実効性が上がらなかったという反省に立っているわけですから、他法令と比較をしてとよく言われるのであれば、こういった法令とも比較をしながら、いわゆるこの罰則規定について考えるべきではなかったかと私は考えるのですが、大臣のお考えを聞きたいと思います。

○舛添国務大臣 まず、法律をつくる目的は何か、行政罰の処分、刑事罰、こういうことの罰則規定は何のためにあるか。

それは、だれかが人を殺した、人を傷つけた、それを捕まえて罰するためにあるのではなくというか、それもありますけれども、やはり抑止ということがあると思うんですね。そうすると、抑止効果を

最大限に発揮させるための一番いい方法は何か。例えば、罰金さえ払えばいいのか、ああ、では払ってそれで終わりだということと、企業名の公表というのは物すごいインパクトがあります。

それで、私が労働法制の実施を担当していますがけれども、例えば派遣切りや何かのいろいろな問題があるときに、これは先般、小池さんや志位さんたちから、しょっちゅう企業の名前を挙げて共産党の皆さん方から言及されますけれども、現実にはまず労働基準局が入る、そして是正勧告をやる。相当、ほとんど変わります。

いよいよ言うことを聞かないときに罰を科しますけれども、要するに変わることが目的なので、育児休業についての、育児切りを含めてそういうことをやらせないことが目的であって、それは企業名の公表というのはすごい効果がありますよ。あの内定取り消しがまさにそうで、言ってきた瞬間に厳しい指導をしたら、九十何%変わりますからね。ですから、そういうことを考えて、行政の罰というか行政指導の場合は、今回はこういう形がいいだろうというふうに思っています。

私は、今の日本社会でこれだけマスメディアが発達しているときには、企業名の公表というのはすごい効果があるというふうに思っていますので、しかし、そういうものを実際実施してみて、全く意味がないということになれば、それはまたこの国会で法律を変えればいいいわけですから。私はそのように考えています。

○岡本(充)委員 JAS法もそういう考えで、企業名の公表を含めやってきているんですよ。しかし残念ながら、罰則を強化せざるを得なかったという事例があるということをお示ししています。

最後に一点、周知徹底を含め、今回改正法が成立した場合にはしっかりしていただきたいと思えます。いろいろな方法で、相談に来られる労働者の側、本当に氷山の一角じゃないか、なかなかそれがとらえ切れない。

先ほど、均等室だって頑張ってみえるという午前中の質疑もありました。それは頑張ってみえると思う。しかし人数をふやしても、ツールもない。そういう意味で、私はきのう担当者の方とお話したんです。やみ夜にカラスが何匹いるかわからないところに、とりに行ってこいという話なんです。カラスがカーとこっちで鳴けば、こっちにいるかなといってやっていく。そうしたら、そこにカラスがいるかどうか、徒手空拳ですよ。何しろそこで、いるかどうか何匹いるかもわからない中でやっていく。どういうツールがいいかも含め、やはり考えていく必要性があるという点。

それから、周知徹底、これはきのう担当者の方ともお話ししました。育児休業であれば、例えば母子手帳に広報のパンフレットを挟むとか、いろいろな方法があると思います。そういう意味で、その対象となる方によりターゲットを絞って周知徹底をしていただきたいとお願いを申し上げて、私の質問を終わります。